



多久市への定住を歓迎します 新婚世帯家賃補助などをスタート

多久市では定住人口増の対策として行ってきた定住奨励金を平成23年度以降も継続します。転入者や市内居住者がマイホームの新規取得が対象となります。また、平成23年4月からは、新婚世帯への家賃補助なども始めます。

定住奨励金

実施期間 平成25年3月31日まで

○転入奨励金

市外に居住している方が、多久市内に定住を目的として住宅を取得し、居住を始められた場合に奨励金を交付します。

*奨励金の額：転入奨励金取得価格の3%、家族一人当たり5万円等（最高110万円）

○持ち家奨励金

市内に居住している方が、多久市内の新たな用地に住宅を取得し、居住を始められた場合に奨励金を交付します。

*奨励金の額：持ち家奨励金家族一人当たり5万円等（最高50万円）

新婚世帯家賃等補助金

実施期間 平成23年4月1日～

平成28年3月31日まで

○新婚世帯家賃補助金

結婚1年以内の新婚世帯が多久市内の民間賃貸住宅に入居し、住民登録をし、住民登録をした場合に家賃の一部を補助します。（世帯所得が430万円以下の世帯を対象）

*補助金の額：月額1万円×交付月数48月（最高）

○新婚世帯増改築等補助金

結婚1年以内の新婚世帯が多久市内に居住するために住宅の増改築や新築をし、住民登録をした場合、費用の一部を補助します。

*補助金の額：増改築等の費用の3%（最高50万円）

■問い合わせ

特命プロジェクト推進課

定住政策係 ☎75-2280

住民基本台帳カードをつくりませんか？

公的な身分証明書類ともなる住民基本台帳カードの申請は、平成23年3月末までは無料です。

公的な身分証明書類となる住民基本台帳カードは、平成23年3月末までに申請の方は交付手数料が無料（初回のみ）です。4月1日以降は、500円が必要となります。

また、公的個人認証サービス付きの住民基本台帳カードは、インターネットを利用した電子申請（e-Taxなど）も利用できます。

*公的個人認証サービス電子証明書の場合の手数料は、別途500円が必要です。

申請には、次の書類が必要です。

（本人申請の場合）

①官公署が発行した顔写真付き本人確認書類（運転免許証・身分証明書など）

官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類がない方は、健康保険証・年金手帳など住所・氏名がわかる書類。

②認印

③証明用写真一枚（パスポートサイズ）

今月のパブリックコメント

1月に予定しているパブリックコメントの募集案件は、次のとおりです。

☆議会基本条例（案） 担当課▼議会事務局

詳しい内容は、多久市ホームページや担当窓口等で閲覧できます。

■問い合わせ 総務課 行政係 ☎75-2112

■問い合わせ

市民生活課 市民係

☎75-6116

*交付までには、2週間程度かかります。

（たて4.5cm×よこ3.5cm。申請前6か月以内に撮影した無帽・正面向き・無背景の顔写真）
※顔写真付きの住民基本台帳カードを希望される場合はお持ちください。